

法印神樂の変化

東北歴史博物館

笠原 信男

1 神仏分離

神仏分離は、神仏習合の慣習をやめ、神道と仏教、神と仏、神社と寺院をはっきりと区別することである。その動きは江戸時代中期以後、儒家の神道、国学や復古神道にみられ、さらに明治維新後の新政府が全国的に政策的に推し進めた。この背景には王政復古、祭政一致の理想を実現するため、神社神道を神道ではなく、国家の宗祀として国が管理するという政府の方針があった。

(1) 神社名や祭神の変更

(a) 王政復古・祭政一致

^{だじょうかんふこく}
「太政官布告 明治元年(1868)三月十三日

此度 王政復古神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テ、先ハ第一、神祇官御再興御造立ノ上、追追諸祭奠モ可被為興儀、被仰出候、依テ此旨 五畿七道諸国ニ布告シ、往古ニ立帰り、諸家執奏配下之儀ハ被止、普ク天下之諸神社、神主、禰宜、祝、神部ニ至迄、向後右神祇官附属ニ被仰渡間、官位ヲ初、諸事万端、同官へ願立候様可相心得候事」⁽¹⁾

(b) 神社に仕える僧職は復飾せよ

「神祇事務局ヨリ諸社へ達 明治元年(1868)三月十七日

今般王政復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別当或ハ社僧抔ト相唱へ候輩ハ、復飾被仰出候、若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ、可申出候、仍此段可相心得候事、

但別当社僧ノ輩復飾ノ上ハ、是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間、当今ノ処、衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事、

右ノ通相心得、致復飾候面々ハ、当局へ届出可申者也」⁽²⁾

明治維新以前、一部の例外を除き神社(記紀神・権現・明神)の多くは仏教寺院や修験院の支配下(別当)にあった。別当・社僧が神を祭祀、寺社領・財政を管理、堂塔を営繕、人事を差配した。神と仏は同列に祀られ、神殿と仏堂が同居し、神殿に仏像・仏器が置かれ、僧侶が神に奉仕し、神前で読経するのが普通の光景であった。

(c) 神仏判然令一仏語を用いた神号(権現等)の神社、仏像を神体とする神社の規制

「神祇官事務局達 明治元年(1868)三月二十八日

一 中古以来、某権現或ハ牛頭天王^{ごずてんのう}之類、其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早早可申出候事、

但勅祭之神社^{ごしんかん} 御宸翰勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ、御沙汰可有之候、其余之社ハ、裁判、鎮台、領主、支配頭等へ可申出候事、

- 一 仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可申候事、
附、本地杯と唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘^{わにぐち ぼんしょう ぶつぐ}、仏具等之類差置候分ハ、
早々取除キ可申事、右之通被 仰出候事」(3)

神号を仏号で称えることの由来書の提出及び神社・神前から仏教的要素の排除を命じたものである。

中世の神仏混交時代の神道では、仏が衆生を救うためにこの世に神として現れるとする考えがあり、その神は記紀神話に登場しないものもあり、これらの神々の多くは権現と称された。山王・春日・熊野三所・羽黒三所・熱田・蔵王・金毘羅などの神々である。徳川家康の神号、東照大権現は、神道優位の立場から「大明神号」を贈る考えもあったが、当時、家康の信任厚かった天海僧正が山王神道の立場から権現号を主張した。牛頭天王はインドにおいて釈迦の修行道場である祇園精舎の守護神とされ、それが中国を経て日本に来ると、陰陽道との関りを深めて、暦をつかさどる神となり、さらには疫神^{えきかみ}として疫病を退ける神として信仰された。そのため、牛頭天王を祭神とする祇園社等が各地に立てられた。牛頭天王は疫病除けの護符由来を説いた蘇民将来伝説を通して素戔鳴尊と同体とされており、明治以降は牛頭天王を祀る神社は素戔鳴尊を祭る、八坂神社・津島神社・八雲神社・八重垣神社・須賀神社等に社名を変更した。

(d) 廃仏毀釈一神社から仏像・仏具を取り除くのに粗暴な振る舞いをするな

「太政官布告 明治元年(1868)四月十日

諸国大小之神社中、仏像ヲ以テ神体ト致シ、又ハ本地杯^{など}ト唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、仏具等差置候分ハ、早々取除相改可申旨、過日被仰出候、然ル処、旧来、社人僧侶不相善、氷炭之如ク候ニ付、今日ニ至リ、社人共俄ニ威権ヲ得、陽ニ御趣意ト称シ、実ハ私憤ヲ齊シ候様之所業出来候テハ、御政道ノ妨ヲ生シ候而已ナラス、紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候、左様相成候テハ、実ニ不相濟儀ニ付、厚ク令顧慮、緩急宜ヲ考へ、穏ニ取扱ハ勿論、僧侶共ニ至リ候テモ、生業ノ道ヲ可失、益国家之御用相立候様、精々可心掛候、且神社中ニ有之候仏像仏具取除候分タリトモ、一々取計向伺出、御指図可受候、若以来心得違致シ、粗暴ノ振舞等有之ハ、屹度曲事可被仰出候事」(4)

(2) 維新後の神社祭祀

明治4年(1871)5月14日に布告された「官社以下定額及び神官職員規則等」は平安時代の延喜式以降、久々に全国の神社を格付けしたものであった。国家が祭祀すべき官・国幣社を定め、その下に府藩県社、郷社、村社(村氏神・産土社^{ごうしや ひらうじがみ うずすなしや})を置いた(宮城県の例

は第3表参照)。そうして、同時に出された布告で、伊勢神宮以下すべての神社の神職の世襲が禁じられた。これにより全国の神社と神職は国家機関となり、官・国幣社は神祇官(中央政府)、府藩県社以下は地方の管轄のもとに置かれ、官・国幣社には宮司・禰宜等、府藩県社・郷社には社司及びそれを補佐する社掌、村社以下には社掌が神職として置かれた。

同年(明治4年)7月の「氏子調規則」において新生児は、郷社(村社)に詣でて守札(氏子札)をうけ、死亡者は守札を神社に返すことになった。この村氏神(産土社)は生まれた土地の守護神であり、氏の祖先神・守護神とは区別された。氏子調は出産証書の意味をもち、6年ごとの戸籍調べの際に守札が調べられた。江戸時代の寺請制度に代わるものとされたが、戸籍制度の整備と共に2年度の明治6年(1873)に停止された。しかし、こうして村ごとに一村一社を原則とする村氏神による近代氏子制度は終戦まで続いた。

なお、村氏神には村社だけでなく郷社もある。郷社は郡もしくは数か村単位で置かれた区ごとに定められ、同一区内に有力社が複数ある場合は最も主要な神社を郷社とし、社格は県社に次いだ。村社は一村ごとに置かれ、もつとも数が多い。村氏神を祀る神社で、当初は郷社の附属とされたが、次第に独立した社格となり、身近な存在として地域における近代社格制度の中核となった。

2 明治以降の法印神楽

(1)法印と神楽

古代仏教で、「法印」は僧侶に与えられた僧位の最上位であり、この下に法眼、法橋があった。中世以降は、僧に準じて医師・絵師・儒者・仏師・連歌師などにも与えられた。仙台藩では村里にすむ修験者のことを「法印さん」と親しみを込めて呼んでいたようで、明治維新後に修験者をやめ、神社奉仕に専念してから「法印さん」である。

江戸時代、法印(修験者)は本山派(天台宗系)・羽黒派(天台宗系)・当山派(真言宗系)のいずれかに属し、本山派は聖護院(京都府)、羽黒派は羽黒山荒澤寺(山形県)、当山派は醍醐寺三宝院(京都府)による本山の統制を受けた。また仙台藩では県南部の本山派は角田の東光院と丸森の宗畔院、県北部本山派と羽黒派は主に仙台城下の良覚院、当山派は大崎・古

郡	本山派	羽黒派	当山派	計	村数
伊具郡	46	1	0	47	36
刈田郡	26	7	0	33	33
柴田郡	27	6	0	33	35
亘理郡	18	1	0	19	31
名取郡	42	5	0	47	62
仙台城下	52	3	8	63	0
宮城郡	31	3	9	43	91
黒川郡	4	14	9	27	48
加美郡	5	20	5	30	50
志田郡	7	17	12	36	65
玉造郡	5	9	0	14	21
遠田郡	6	27	14	47	60
栗原郡	26	65	4	95	98
登米郡	7	29	0	36	26
桃生郡	37	12	1	50	71
牡鹿郡	29	2	0	31	61
本吉郡	36	42	0	78	33
計	404	263	62	729	821

第1表 宮城県における江戸時代の
修験院数 注(5)より作成

川の古川寺こせんじの支配下にあった。県南部は本山派が多く、県北部、特に栗原は羽黒派が多い。法印神楽の伝承地域は郡により違いがある。

法印(修験者)は定住している地域社会において、病気治癒や安産、住居新築・井戸掘り等、290種にも及ぶ加持祈祷、別当神社や小祠の祭祀、正月の歳徳神や恵比須大黒の配札、村人の熊野参詣や羽黒参詣の先達せんだつ(ツアーコンダクター)などの活動を行ない、「山伏の云ふことは何でも聞いた」といわれるほど⁽⁶⁾、村の指導者層として敬われた。

別当を務める神社の祭礼には近隣の「法印達が互に集ひ、祭式を執り行ったといふが、その祭式も、先づ鐘を鳴らし、摩訶般若波羅蜜多心經まかほんにや はらみつたしんぎようを一齊に読誦し、懺悔文を唱へ、仏法僧の三度の礼拝をなし、臨兵闘者皆陣烈在前の九字の印を結び、夫々に何々僧婆訶りんびやうとうしやかいじんれつざいぜんの文を唱へて祈祷する等が行われた」⁽⁷⁾。

「(口語訳)法印達が互いに集まり、祭式を行った。祭式は、まづ鐘を鳴らし、般若心經を全員で読み、懺悔文(罪を悔いて許しを請う文句)を唱へ、仏法僧の三度の礼拝(三礼文を唱えて仏法僧を礼拝)をなし、九字の印(邪気を払う護身の文句と手印)を結び、夫々に何々僧婆訶の文(幸・祝福あれの意を込めて、呪文のあとに唱える言葉)を唱へて祈祷する等が行われた」

神楽組を組織している法印達はこの祭式に続けて、拝殿前等に設えた舞台で神楽を行った。湯立神楽は法印が行う祈祷の一形式とされ、神楽に必ず湯立があり⁽⁸⁾、かつては「神楽を演じて湯立をせねば(加持祈祷の)効果なしとさへ言はれてゐた」といい、舞台を清める作法だけでなく、法印が行う神仏の加護を祈る法としても重視された⁽⁹⁾。

(2)法印神楽の変化の前提

第1図では江戸時代、現在の宮城県域の修験院は一村に0.9、ほぼ一村一院である。19世紀初頭頃の諸数を記した『奥陽名数』によれば、仙台領内の村は1,018か村、寺は17,06寺、惣人員639,070人、出家2,571人、山伏(法印)は1,681人、神職は神主12人、禰宜ねぎ6人、社人49人、蛭子社人えびすしや1人、神職人39人、社家61人、計168である⁽¹⁰⁾。村は現在のイメージでは大字ほどの範囲である。一村に寺院は平均1.7寺、一寺院に出家者は平均2.5人である。神社は明治17年(1884)で官社2・県社7・郷社35・村社894、無格社1,121で計2,056社⁽¹¹⁾、小祠を除いた社は一村あたり平均2.5社である。それに関わる幕末の神職は168人と少数で、他は、圧倒的に山伏(法印)が仏教と神道に仕えながら奉仕していた。明治12年(1879)6月末における県内の神職は宮司1人・禰宜1人・主典3人、社司25人、社掌180人、計210人で、廃業による減少もあり、爆発的に増加したわけではない。

江戸時代の神社信仰は法印が担っていたのである。しかし、明治元年(1868)3月28日に神と仏が分けられた。これにより仏教と神道混然一体の宗教、修験道もどちらかに位置づけることになった。

(a) 修験者はすべて仏教の徒

当初、神祇官では修験道についてはっきりした方針がなく、取り扱いに苦慮していたと思われ、神祇官から弁官(太政官)に次の伺書が出された。

「修験道ノ儀、毎々藩県ヨリ伺出候ニ付テハ、第一兩部習合身分ノ者ニ付、右修験之当道ヲ、当官ノ指揮致スヘキ儀ニ無之ハ勿論ニ候共、兩部分別ノ儀ハ、御一新以来、当官ノ法則ニ有之候所、右之差図難相成儀ニテハ、神仏取分ノ御趣意更ニ不相立、右修験ノ儀ニ付テハ、当官ニ於テ、ハタト行詰リ候事ニ付、修験道ノ者御所置ノ儀兼テ伺置度候也。

明治三年(1870)六月廿七日 神祇官

弁官御中」⁽¹²⁾

これに対して太政官は6月29日に、修験者は仏徒と認める決定を神祇官に伝えた。

「醍醐三宝院初、追々引導式、宗門ヨリ専務願出差許サレ候儀ニ付、スベテ仏徒ト心得ベク候事」

(b) いわゆる「修験道廃止令」

「太政官第273号(布) 明治五年(1872)九月十五日

修験宗ノ儀、自今被廃止、本山当山羽黒派共従来ノ本寺所轄ノ儘、天台真言ノ両本山へ帰入被 仰付候條、各地方官ニ於テ此旨相心得、管内寺院へ可相達候事」⁽¹³⁾

この布達により、法印(修験者)は寺院の僧侶、神社の神職、非宗教人の3つの道からの選択を迫られることになった。この時、宮城県では神職になったのは修験院729院の24.4%と四人に一人であり、65.2%とほとんどの法印は廃業した。神職に変わった者は修験時代の加持祈祷は出来なくなり、以前の神社奉仕とは異なった。神楽組も法印組織の解体により、江戸時代に行っていた、神楽奉納を含む神社祭式も変更を余儀なくされた。

一方、政府は神社の社殿前での神楽を禁止する通達を出すなどしており、地域社会においては、神社祭礼は大きな転換が余儀なくされた。

(c) 社頭においてみだりに神楽奉納を禁止

「達 (明治)四年(1871)二月十四日

是迄心願ト称シ猥ニ社頭(社殿の前)ニ於テ神楽奉納之儀自今禁止之事」⁽¹⁴⁾

郡	寺院	神職	廃院	計
伊具郡	17	7	23	47
刈田郡	0	9	24	33
柴田郡	1	4	28	33
亘理郡	7	5	7	19
名取郡	10	9	28	47
仙台城下	20	0	43	63
宮城郡	4	13	26	43
黒川郡	4	6	17	27
加美郡	0	8	22	30
志田郡	0	8	28	36
玉造郡	1	4	9	14
遠田郡	2	11	34	47
栗原郡	4	27	64	95
登米郡	1	22	13	36
桃生郡	1	16	33	50
牡鹿郡	0	3	28	31
本吉郡	4	26	48	78
計	76	178	475	729
(%)	10.4	24.4	65.2	100

第2表 宮城県下におけるの修験道廃止後の
進退 注(5)より作成

社頭、すなわち社殿の前でみだりに神楽を奉納するのを禁止したもので、政府としては神楽奉納を快く思っていなかったことを示すと思われる。宮城県は神職を含めた神楽組が奉納しており、厳守の度合いは県によって違いがある。

(d) 巫女の行為並びに神懸かり・託宣の禁止

「達第二号 府県

従来梓巫市子並憑祈禱狐下ケ杯ト相唱玉占口寄等ノ所業ヲ以テ人民ヲ眩惑セシメ候儀自今一切禁止候条於各地官此旨相心得取締嚴重可相立候事

明治六年(1873)一月一五日 教部省」(15)

霊を招き寄せる民間巫女(梓巫女・市子)の行為並びに憑祈禱(憑依者に霊を憑依させて語らせる修法)・狐下け(人に憑いて祟る霊を除く修法)等の所業を禁止したものである。神懸かりや託宣の修法は日常の加持祈祷や祭礼神事や神楽で法印も行ったが、これも神道から遠ざけようとした。神楽で行われた湯立も託宣があり、三輪流法印神楽の湯立に「法主ハ願主ノ目名ヲ称シ舞人ニ向テ祈念ス、即チ託宣アリ」と記されている(16)。

3 法印神楽の神社神道への適応

(1) 法印の神楽組解体からの適応

江戸時代、仙台領のうち、現在の宮城県域で行われていた法印神楽は海岸部の浜神楽が6組、内陸部の異伝の神楽が5組と思われる(第4～6表)。千葉雄市は県内の法印神楽は、明治以降のもの、廃絶したものも含めて浜神楽25組、異伝の神楽が5組(第7表・第1図)としている(17)。異伝の神楽は江戸時代と明治以降に大きな変化はないが、浜神楽は約4倍に増えている。ここでは明治以降、神仏分離による神社神道の成立が神楽にどのような変化を及ぼしたかを見ていく。

(a) 郷社の神楽組の2形態

郷社は郡もしくは数か村単位で置かれた区ごとに定められた近代の社格制度で、村社よりも上格とされ、県社に次ぐ社格とされた。

石巻市湊、牧山には江戸時代、牧山観音があった。その別当を務めた長禅寺住僧は、明治初期に還俗して新たに設けた零羊崎神社神職に就いた。牧山の零羊崎神社は明治7年(1874)に郷社、昭和17年(1942)に県社に列格された。

牧山零羊崎神社神職(長禅寺最後の別当)は明治13年(1880)、長禅寺中興の祖、栄存法印二百年大祭に際して、法印を祀る栄存神社に石巻市真野の法印(修験者)等牡鹿十ヶ院が伝えていた神楽を復興したいと考えた。牡鹿十ヶ院の法印(修験者)のうち神職になったのは2法印といい、他は農業等に就いた。そこで神職の旧法印は帰農した旧法印や近郷の農家有志とともに稽古をし、古式通りの神楽を奉納した。牧山零羊崎神社は法印(修験者)の神楽組ではなく、江戸時代、牧山で神楽は行われていなかったが、明治になり、牧山は近郷の神社の筆頭として郷社となり、復活した牡鹿神楽の中心地となった。

近年、大崎市三本木、大崎市古川の法印によって異伝の法印神楽である三輪流神楽が行われていたことが明らかになった。大崎市三本木の若宮八幡神社で文化4年(1804)・文化5年(1805)の神楽本等を所蔵しており、それとともに、明治25年(1892)の宮城県内神官取締所が出した神楽認可状もある。これは「志田郡古川町稲葉鎮座 郷社八坂神社神楽」とあり、舞子12名と演目名8が記録されている。八坂神社は明治3年(1870)に現社号、明治5年に郷社となった。江戸時代は祇園牛頭天王社と称し、志田郡総鎮守であった。舞子のうち半数以上は三本木と古川の神官であり、江戸時代の神楽組に近い組織で、郷社の神楽は次に記す村社と異なり神社附属神楽とはしない。

(b) 郡(複数村社)単位の神楽組—複数法印(神職)による神楽組

南三陸町の本吉法印神楽は本吉郡南方の法印(修験者)で組織された神楽であり、明治以降は、修験から神職に変わった法印で、本吉法印神楽会を組織して行っている。この場合、祭礼における神楽奉納は郡内の複数神社である。

気仙沼市の本吉太々法印神楽も法印(神職)のみで継承している。参加しているのは県神社庁気仙沼市本吉郡北部支部の神職と陸前高田市気仙町の月山神社の神職で、月山神社は天保13年(1842)の「両部神楽相伝録」に気仙沼・唐桑の法印(修験者)とともに神楽法中に加わった顕明院の後裔である。江戸時代の組織を現代に継承している。

(c) 村社単位の神楽

古代の延喜式以降、行われなかった神社の格付けが明治期にあり、この近代社格制度により、県社、郷社に次いで列格された村社は、一村ごとに村氏神(産土社)の社として位置づけられた。その村民は村社の氏子として、戸籍のもととなった。

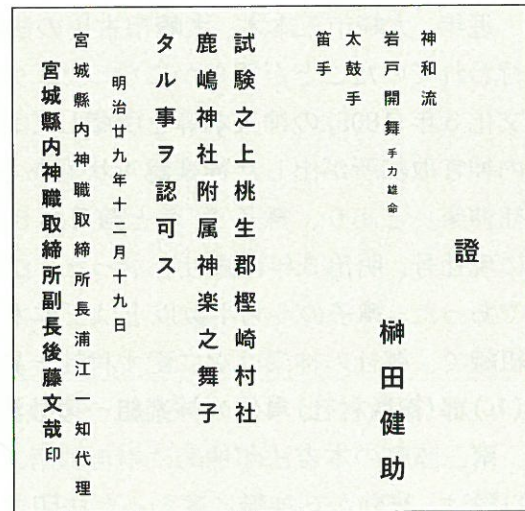
江戸時代、修験院は諸社だけでなく、それに含まれない無格社をふくめ複数の神社の別当を務め、近隣の法印とともに神楽を行っていた。修験廃止後、還俗して神職となった法印は、諸社を本務社として奉仕する。従来の神楽組は解体したため、神社に神楽を奉納したいと考えた法印は、本務社の氏子とともに新しい神楽組を組織することになる。こうして生まれた神楽は自分たちの神社の神楽、〇〇神社附属神楽は地域の神楽となる。

桃生郡の本山派で組織していた神楽組が明治に解体して、石巻市北上町女川の大室院が蔵王権現あらため山祇神社の神職となり氏子らと組織した女川法印神楽、石巻市北上町皿貝の成就院が多峯権現社あらため大日靈神社の氏子らと組織した皿貝法印神楽、桃生郡の羽黒派では石巻市桃生町檜崎の檜崎法印神楽も氏子とともに組織された神楽組である。雄勝法印神楽は大浜・雄勝浜・大須浜の神楽が核になっており、複数浜の神社とその氏子で組織された。登米市豊里町の大曲法印神楽・上町法印神楽、登米市中田町のうわぬま か もりゅうほういん かぐら ひだか みりゅうあさべ ほういん かぐら 上沼加茂流法印神楽・日高見流 浅部法印神楽も村氏神の村社・郷社を核とした神楽である。日高見流は、明治初年に加茂流を基盤に生まれた。

(2) 〇〇神楽附属神楽は近代社格制度の産物

明治6年(1873)、県内神職の取締・管理を行う機関、中教院が設けられ、試験の上、

合格者に神楽認可証が出された。明治29年(1896)に中教院の後身、宮城縣内神職取締所が発行した桃生郡の神和流神楽は「檜崎村社鹿嶋神社附属神楽」とある。明治20年代後半の神楽認可証はこの様式である。「村社〇〇神社附属神楽」の名称は近代社格制度の産物で、やがてこれが地域の伝統芸能、民俗芸能になっていく。



(3) 神社神道の神楽への変化

(a) 神楽観

神楽認可状 注(18)文献写真より作成

仏教と分離した神道は天照大御神を中心に記紀に登場する神々を体系化し、その神々をまつる神社を格式化した。そうした神道のもとで行われる神楽は、当然のことであるが、神仏習合時代の神楽とは異なる部分が生まれてくる。

雄勝法印神楽に明治初期の神楽観を記した「神楽の道志留辺[明治26年]」がある。

「天御中主神・高皇産神・神皇産神ノ造化三神国土ヲ鎔造セント為給ヒシヨリ以降、功德アリシ神等ノ被成遊タル御事柄ヲ神楽ト称ヘ神前ニ奏シ神慮ヲ慰奉ルヲ神楽ト云フナリ。前ニ述ル如ク戯ケ業ヲ神楽ト唱フルハ神ヲ誣フルト云フヘキナリ。神ハ非礼ヲ受ケスト」(18)

天御中主神・高皇産神・神皇産神の造化三神は天照大御神とともに最重要神で、この四神は、組織的な国民教化を推進するために設けられた中央の大教院、各県に設けられた中教院の祭壇にも祭られた。神楽はこうした神の行いを神前で奏し、神を楽しませるものである。滑稽なもの、ふざけたものを神楽とするのは神をもてあそび、愚弄することである。続いて、「依テ我郷里ニ古有ノ内ヨリ眞正ナルヘキ部分ヲ、明治十一年(1878)五月十七日、宮城神道中教院ニテ試験ヲ得テ執行スル」(19)、とある。郷里の固有の神楽から真の「神楽」の部分の中教院の試験をうけた認可を受けた。どんな認可証かは不詳だが、前節の地域の神社、村社附属神楽は明治期の神道観が強く意識されていた。

(b) 神名の変化

どんな変化がみられるのであろうか。現行の雄勝法印神楽と明治26年(1893)の史料「神楽の道志留辺」の登場神の違いを「初矢」・「両天」・「三天」で見えていく。

大教院・中教院にまつられた天御中主尊・高皇産靈尊・神皇産靈尊の造化三神は「三矢」(「神楽の道志留辺」)、「三天」(現行)で登場する。江戸時代、浜地域で行われていた法印神楽の「三天」は「天合尊・天三下尊・天八下尊」で、「両天」の「天八百日

みこと あめのやそよろずたまのみこと

尊・天八十萬魂尊」と合わせて五神である。この五神は「先代旧事本紀」に出る、神世七代を表わす独り神である。「両天」の天八百日尊は金徳神、天八十萬魂尊は土徳神、「三天」の天合尊は木徳神、天三下尊は火徳神、天八下尊は水徳神を表わし、合わせて五行神の舞であった。

また、雄勝法印神楽で最初に舞われる「初矢」は天御中主尊である。造化三神は古事記において高天原に初めて生まれた三神でその最初が天御中主尊である。多くの浜神楽の「初矢」は「句句廻馳命^{くくのもちのみこと}」で木の神の舞である。万物は木・火・土・金・水の五種類の元素からなるという考えの五行思想^{ごぎょうしそう}で「木」は万物の初めであることから来ている。浜神楽の「初矢」・「両天」・「三天」は修験道においても重要な考え方であった五行思想を演目化したものであった。雄勝では明治期に「三天」を「三矢」とし、神名を変更した。石巻市桃生町の寺崎でも造化三神による「三天」である。

一方、江戸時代、浜神楽が成立する前に雄勝で行われていた神楽を記した「御神楽之大事」(元文4年[1739])の「大嘗神楽十八番」の「初夜」は日本書記で最初に生まれた神、「クニノトコタチノ尊」である。牡鹿法印神楽の「初矢」は浜神楽で唯一「国常立命^{くにのとこたちのみこと}」で古式を踏襲している。

江戸時代、神楽において湯立はたいへん重要視されていた。場を清めるとともに、釜をあげた祈願者に神の言葉を託宣にして伝えた。山で厳しい修行をして獲得した験力を信頼しての行為であった。明治期に神懸かり・託宣が禁止されたことが、神社神道下での湯立の託宣が衰退した一因でもあろう。また、明治以降、宗教の中で厳しい修行がなくなり、また、氏子が神楽を奉納するという時代の変化により、神楽の湯立は徐々に重要性が薄れ、法印神楽では湯立を行わない神楽も多くなっている。その点で、志田郡内では大崎市三本木新沼の若宮八幡神社を初め、複数の神社で湯立が行われている。かつては加美郡の神社でも神事として行われていた。この地域の湯立は三輪流神楽で行われ

演目	雄勝	牡鹿	本吉太々	女川	上町	雄勝		寺崎
	元文4年 (1739)	石巻市	気仙沼市	石巻市北上町	登米市豊里町	明治29年 (1896)	現行	石巻市桃生町
変化区分	江戸時代①		江戸時代②		江戸時代～明治期	明治期		
初矢	クニノトコ タチノ尊	国常立命	句句廻馳命	句句廻馳命	天御中主神	天御中主尊	天の御中主の命	
両天			天八百日命 八十萬魂命	天八百日命 八十萬魂命	天八百日命 八十萬魂命	(両矢) 磐裂神 根裂神	磐裂の神 根裂の神	
三天			天合尊 天三下尊 天八下尊	天合尊 天八下尊 天三下尊	天合命 天八下命 天三下命	(三矢) 天御中主尊 高皇産靈尊 神皇産靈尊	天の御中主の命 高みむすびの神 神むすびの神	

浜神楽の初夜・両天・三天の神名比較

ていた湯立が神職による神事として分立・独立したものである。

法印神楽の名称は、江戸時代に法印(修験者)が行っていた神楽に由来し、明治期には法印(神職)や氏子によって、地域の芸能として育まれて現在にその姿がある。こうした歴史を再認識して、今後の法印神楽のあり方を見るのも大切なことと思われる。

注

- (1) 辻善之助他編『新編明治維新神仏分離史料第一巻』名著出版 1984 年 p 115・116
- (2) 注(1) 文献 p 116
- (3) 注(1) 文献 p 116・117
- (4) 注(1) 文献 p 117・118
- (5) 伊藤辰典「旧仙台領における修験寺院の変遷 [1] (伊具郡～加美郡)」『東北文化研究室紀要第 41 集』東北大学文学部東北文化研究室 1999 年 p 31～54
伊藤辰典「旧仙台領における修験寺院の変遷 [2] (志田郡～本吉郡)」『東北文化研究室紀要第 42 集』東北大学文学部東北文化研究室 2000 年 p 17～41
(村数)宮城縣『宮城縣史 4 (議会史・言論報道)』1982 年 p 463～524
- (6) 本田安次『本田安次著作集第四卷神楽Ⅳ 日本の傳統藝能 陸前濱乃法印神楽』錦正社 1994 年 p 47、初版は家蔵版 1934 年
- (7) 注(6) 文献 p 4
- (8) 石巻市和潤(旧河南町)の和潤神社の「桃生郡深谷和淵村風土記御用書出(安永 5 年[1776])」に以下がある。
「村鎮守 和潤神社」「別当 当村当山派篋岩寺」「一祭日 九月九日 右祭日隣村之修験相
集湯之花を拝、神楽を仕来申候」『宮城縣史 26 資料篇 4』宮城縣 1958 年 p 181
- (9) 注(6) 文献 p 51
- (10) 宮城縣『宮城縣史 32 資料篇 9』宮城縣史刊行会 1979 年 p 99
- (11) 河合繁樹他編『宮城県神社庁誌 年表』宮城県神社庁 1960 年 p 9
- (12) 注(1) 文献 p 143・144
- (13) 阿部正巳『出羽三山史』山形県 1941 年 p 216
- (14) 内閣記録局編『法規分類大全[第 34]社寺門第一神社第一』1891 年 p 17
- (15) 藤原宏夫「島根県内の神楽継承における現状と課題」『島根県神社庁報 340』2018 年 p 4
- (15) 中山太郎『日本巫女史』国書刊行会 2012 年 p 641、初版は大岡山書店 1930 年
- (16) 「嘉永七年[1854]三輪流湯花行事私記」若宮八幡神社文書(大崎市三本木新沼)
- (17) 千葉雄市「宮城県の民俗芸能(1)一法印神楽」『東北歴史博物館研究紀要 1』2000 年 p 58
- (18) 小田道夫(旧金剛院)編「神楽の道志留辺」明治 29 年(1896)『雄勝法印神楽』2000 年 p 71
- (19) 注(18) 文献 p 71

近代社格		神職	神社名	所在地	列格年
官社	国幣中社	宮司・禰宜・主典	志波彦神社	塩竈市	M4
			鹽竈神社		M7
諸社	県社	社司・社掌(社司の命を受けて神明に奉仕)	刈田嶺神社	蔵王町宮	M12郷社、S3
			竹駒神社	岩沼市稲荷町	M7
			熊野神社	名取市高館熊野堂	T10郷社、S15
			館腰神社	名取市植松	M7
			櫻岡大神宮	仙台市青葉区西公園	M8
			青葉神社	仙台市青葉区青葉町	M7
			仙台東照宮	仙台市青葉区東照宮	M12郷社、T4
			黄金山神社	涌谷町涌谷	M6
			登米神社	登米市登米町寺池金谷	M6
			雫羊崎神社	石巻市湊	M7郷社、S17
			鹿島御児神社	石巻市日和ヶ丘	T10郷社、S10
			黄金山神社	石巻市鮎川金華山	M7
	郷社	社司・社掌(社司の命を受けて神明に奉仕)	安福河伯神社	亶理町逢隈田沢	(M12)
			鹿島天足和氣神社	亶理町逢隈鹿島	(M5)
			熱日高彦神社	角田市島田	(M5)
			神明社	白石市益岡町	(S2)
			水分神社	白石市福岡八宮	(M7)
			白鳥神社	柴田町船岡	(T3)
			八雲神社	柴田町入間田	(M7)
			大高山神社	大河原町金ヶ瀬	(M5)
			刈田嶺神社	蔵王町遠刈田温泉	(M8)
			佐陪乃神社	名取市愛島笠島	(M41)
			多賀神社	名取市高柳	(M4)
			白山神社	仙台市若林区木ノ下	(M4)
			青麻神社	仙台市宮城野区岩切	(M8)
			八坂神社	仙台市宮城野区岩切	(M12)
			須岐神社	大衡村駒場下宮前	(M6)
			飯豊神社	加美町麓山	(M6)
			八幡神社	大崎市岩出山下金沢	(M12)
			荒雄川神社	大崎市岩出山池月	(M6)
			敷玉早御玉神社	大崎市三本木新沼	(M6)
			八坂神社	大崎市古川稲葉	(M5)
			志波姫神社	大崎市古川桜ノ目	(M6)
			大崎八幡神社	大崎市田尻八幡	(M6)
			多稜津神社(羽黒神社)	大崎市松山千石字大樺	(M8)
			涌谷神社	涌谷町涌谷	(T11)
			雄鋭神社	栗原市栗駒稲屋敷	(S7)
			駒形根神社	栗原市栗駒沼倉	(M4)
			津島神社	登米市迫町佐沼	(T10)
			遠流志別石神社	登米市石越町北郷	(M6)
			八幡神社	登米市中田町上沼	(S4)
			山神社	美里町牛飼	(M42)
			日高見神社	石巻市桃生町太田	(M5)
			八雲神社	石巻市鹿又	(M5)
			加茂小鋭神社	石巻市福地加茂崎	(M5)
			計仙麻大嶋神社	南三陸町歌津樋の口	(M6)
			羽黒神社	気仙沼市後九条	(M12)
			日高見神社(御崎神社)	気仙沼市唐桑町崎浜	(M12)
諸社	村社	社掌	894社(明治17年)		
	無格社		1,121社(明治17年)		

第3表 近代社格制度における宮城県の官社・諸社 注(1)文献より作成

列格年のMは明治、Tは大正、Sは昭和を表す。

組	郡	名 称		法 印	流 派	所在地(現代の参加神楽)・備考
浜神楽①	気仙郡		✕	黒崎山東岸寺源京	羽黒派	陸前高田市広田町字黒崎 黒崎神社 「(法中八ヶ院)両部神楽相伝録」のため古記録を探る。
				顯明院現詳	本山派 (書出は羽黒派)	陸前高田市長部 月山神社(本吉太々法印神楽)
	本吉郡北方	(法中八ヶ院)	明学院宥参	羽黒派	気仙沼市小原木 加茂神社(本吉太々法印神楽)	
			正源寺宥詳	羽黒派	気仙沼市小原木 加茂神社(本吉太々法印神楽) 正原寺十五世宥詳の神謡本が龍性院(石巻市桃生町檜崎)へ。	
			明泉院孟辰	本山派	気仙沼市唐桑	
			一乗院寛宥	羽黒派	気仙沼市鹿折	
			正現院寛詮	羽黒派	気仙沼市八日町 秋葉神社(本吉太々法印神楽)	
			宝性院秀眠	本山派	気仙沼市大島 大島神社(本吉太々法印神楽)	
			大照院年栄	本山派	気仙沼市松崎 古谷館八幡神社(本吉太々法印神楽)	
			✕			
			妙音山法響院	羽黒派	気仙沼市赤岩牧沢 八雲神社(本吉太々法印神楽) 天保14年(1843)神楽記(神謡本)所持。	
			海東山清学院	本山派	気仙沼市波路上 琴平神社(本吉太々法印神楽) 嘉永4年(1851)手次本が清水山養運院(本吉郡南三陸町袖浜)へ。	
			浜神楽②	本吉郡南方	気仙神楽	大和舞・三輪流
般若院	羽黒派	南三陸町戸倉 折立山海蔵寺				
宝珠院	羽黒派	南三陸町戸倉 廃院				
宝徳院	羽黒派	南三陸町戸倉				
北野坊(威光院)	羽黒派	南三陸町戸倉字街道方 春日神社(本吉法印神楽)				
喜明院	羽黒派	南三陸町志津川字上ノ山 上山八幡宮(本吉法印神楽)				
和光院(清水山不動寺・養運院)	羽黒派	南三陸町袖浜 荒澤神社(本吉法印神楽) 海東山清学院(気仙沼市波路上)の嘉永4年(1851)手次本。				
法覚院	羽黒派	南三陸町戸倉字戸倉 戸倉神社(本吉法印神楽)				
宝道院	羽黒派	南三陸町戸倉字戸倉 戸倉神社(本吉法印神楽)				
光明院(宝性院)	本山派	南三陸町戸倉字長清水 二渡神社(本吉法印神楽) 文化10年(1813)神楽本。				
実法院	羽黒派	石巻市北上町十三浜 熊野神社(本吉法印神楽)				
浜神楽③	桃生郡	上郷神楽(本山派)				
				宝性院	本山派	石巻市北上町長尾 廃院
				成就院	本山派	石巻市北上町皿貝 大日靈神社(皿貝法印神楽 大和神和流) 慶応元年(1865)の「神楽番数奉納額」
				光明院	本山派	石巻市相野谷(旧河北町) 八幡神社
				善学院	本山派	石巻市馬鞍(旧河北町)
				三寿院	本山派	石巻市福地(旧河北町) 加茂小鋭神社
				見明院	本山派	石巻市長面浜(旧河北町) 北野神社
				法楽院	本山派	石巻市鹿又(旧河南町) 八雲神社
				良寿院	本山派	石巻市桃生町中津山 八幡神社

第4表 法印(修験者)による神楽組①

組	郡	名 称	法 印	流 派	所在地(現代の参加神楽)・備考
浜神楽④	桃生郡	下郷神楽(羽黒派)	市明院	羽黒派	石巻市雄勝町字大浜 葉山神社(雄勝法印神楽)
			金剛院	羽黒派	石巻市雄勝町字雄勝浜 熊野神社(雄勝法印神楽 神和流) 神和流神楽神謡本(明治中期以後)
			大性院	羽黒派	石巻市雄勝町字大須浜 廃院
			龍性院	羽黒派	石巻市桃生町榎崎 鹿嶋神社(榎崎法印神楽 大和舞神和流) 正原寺(気仙沼市小原木)十五世宥詳の神謡本。
			龍泉院	羽黒派	石巻市桃生町倉埵 廃院 及川家(寺崎の法印神楽)
			大善院	羽黒派	石巻市桃生町永井 廃院 下山家(寺崎の法印神楽)
			峯行院	羽黒派	石巻市桃生町太田 廃院
			良泉院	羽黒派	石巻市中島(旧河北町) 廃院
			千珠院	羽黒派	石巻市三輪田(旧河北町) 廃院
			明学坊	羽黒派	石巻市北上町大須 廃院
浜神楽⑤	登米郡	登米神代神楽・北流・北流古代御神楽	定学院	羽黒派	登米市米山町桜岡 羽黒神社
			五大院	羽黒派	登米市米山町善王寺森腰 朝来神社
			地蔵院	羽黒派	登米市米山町善王寺猿崎 愛宕神社
			大善院	羽黒派	登米市米山町西野後小路 八幡神社
			大宝院	羽黒派	登米市登米町寺池道場 登米神社
			南光院	本山派	登米市登米町小島西針田 愛宕神社
			善学院	羽黒派	登米市豊里町山通大曲 愛宕神社(大曲法印神楽)
			宝寿院	本山派	登米市豊里町上町 稻荷神社(上町法印神楽)
浜神楽⑥	牡鹿郡	古代神楽・真野神楽 牡鹿神楽	正浄院	本山派	石巻市南境 廃院
			常善院	本山派 (書出による)	石巻市大瓜 浅間神社 江戸時代末は羽黒派か。
			光妙院	本山派 (書出による)	石巻市高木 廃院 江戸時代末は羽黒派か。
			文殊院	本山派	石巻市水沼 廃院
			観寿院	本山派	石巻市真野 零羊崎神社
			喜明院	本山派 (書出による)	石巻市真野 鹿嶋御児神社 江戸時代末は羽黒派か。
			宝性院	本山派 (書出による)	石巻市沼津 廃院 江戸時代末は羽黒派か。
			賢龍院	本山派	石巻市沼津 廃院 旧法印は復興時(明治13年)から昭和初期まで牡鹿法印神楽に参加。
			周明院	本山派	石巻市根岸 廃院 旧法印が中心となり栄存法印(長禅寺中興)二百年大祭(明治13年)に古式通りの神楽を奉納。
			常楽院	本山派	石巻市渡波 廃院
			牧山観音(別当:長禅寺)	天台宗	石巻市湊字牧山 郷社零羊崎神社神職(長禅寺最後の別当)が栄存法印二百年大祭での神楽復興を計画。

第5表 法印(修験者)による神楽組②

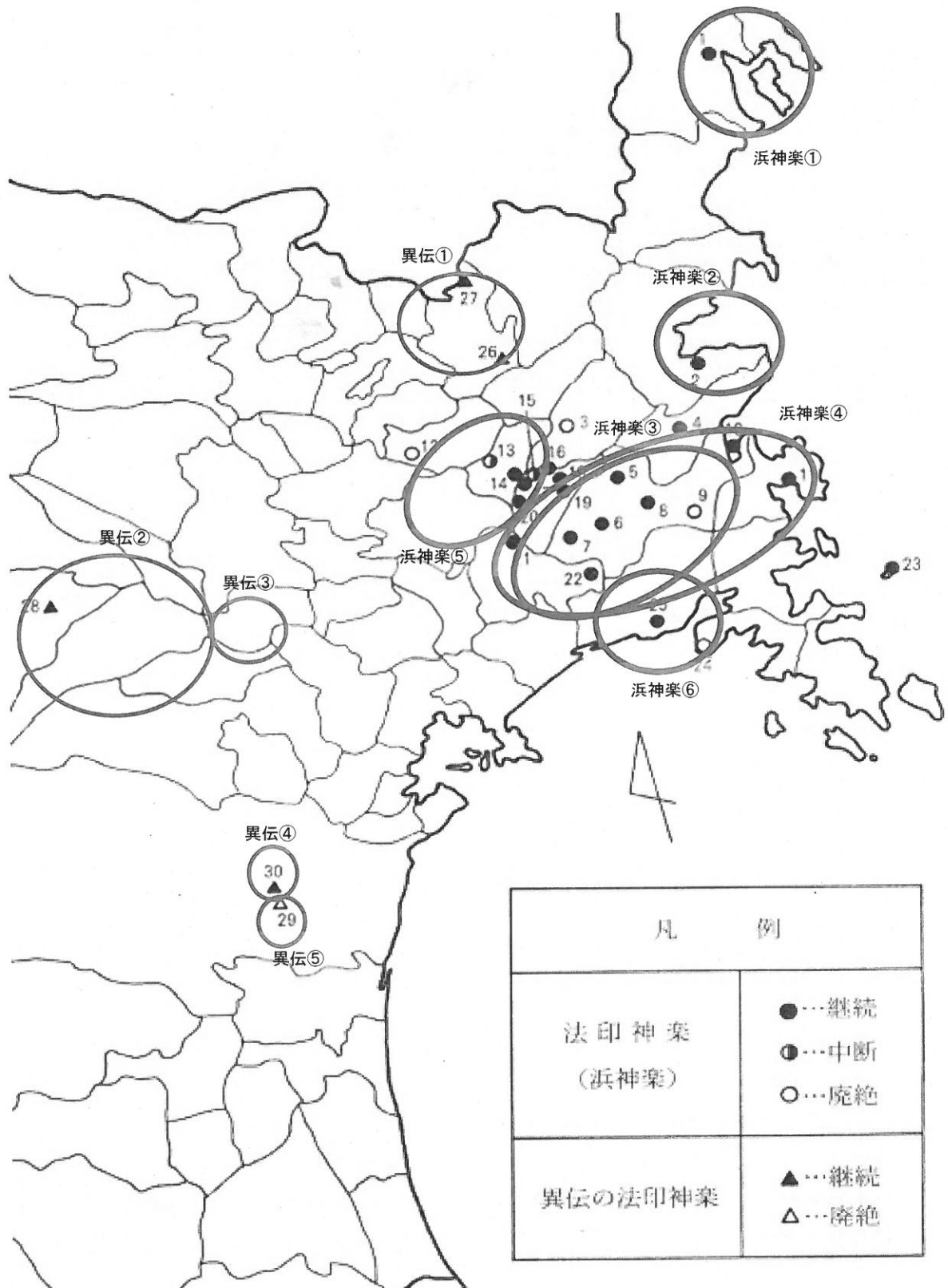
組	郡	名 称	法 印	流 派	所在地(現代の参加神楽)・備考
異伝①	登米郡	流神楽 西口流・加茂流	妙覚院	羽黒派	登米市中田町上沼字八幡山 郷社八幡神社 (上沼加茂流法印神楽)
			八幡寺(宝殊院)	羽黒派	登米市中田町上沼西桜場 八幡神社
			一乗院	羽黒派	登米市中田町宝江新井田 赤城神社
			黒沼寺(円殊院)	羽黒派	登米市中田町宝江黒沼 新羅神社
			長谷寺	羽黒派	登米市中田町浅水字長谷山 白山神社 文政4年(1821)神楽本。
			三寿院	本山派	登米市中田町浅水字浅部玉山 白山姫神社 (日高見流浅部法印神楽)
異伝②	加美郡・志田郡・栗原郡・城下	三輪流 両部神楽	善行院	羽黒派	加美郡加美町味ヶ袋薬菜原 大宮明神社(薬菜神社)(三輪流神楽) 天保2年(1831)神楽本。
			正善院	羽黒派	加美郡加美町下野目 廃院
			学宝院	羽黒派	加美郡色麻町吉田 廃院
			福正院	羽黒派	加美郡色麻町四釜 伊達神社
			行善坊	羽黒派	大崎市古川耳取(旧志田郡) 鹿島神社
			文殊坊	羽黒派	大崎市古川桜ノ目(旧栗原郡) 郷社志波姫神社(三輪流神楽)
			市太夫		大崎市古川塚目(旧志田郡)
			吉之助・牛之丞		加美郡加美町味ヶ袋薬菜原 善行院子共
			太兵衛・丹十郎		加美郡加美町上野目
			虎之助・三郎兵衛	社人	仙台市青葉区川内亀岡 亀岡八幡宮(三輪流神楽)
異伝③	志田郡	三輪流神楽 (明治一八坂神流神楽)	三輪流神楽教師		(千葉氏)
			三輪流神楽教師	旧羽黒派	(大江氏)大崎市古川桜ノ目 郷社志波姫神社・大崎市古川宮沢内林 熊野神社
			三輪流神楽教師	旧羽黒派	(澁谷氏)大崎市三本木新沼 若宮八幡神社(三輪流神楽・三輪流湯花行事) 文化4年(1804)・文化5年(1805)の神楽本。
			神職		(牧野氏)大崎市古川大幡 八幡神社・大崎市古川飯川 熊野神社
			神職	旧羽黒派	(岡村氏)大崎市古川稲葉 郷社八坂神社(八坂神社神楽・三輪流湯花行事)
			神職		(佐々木氏)大崎市古川荒谷 稲荷神社
			神職 他5名		(澁谷氏)大崎市三本木新沼 若宮八幡神社 他5名
異伝④	城下	三輪流両部神楽	亀岡八幡宮	社人	仙台市青葉区川内亀岡 社人10家(小野・大宮・長山・熊岡・三浦・三浦・鹿又・氏家・佐野・渋谷) 天保9年(1838)の神楽本。
異伝⑤		能神楽	大崎八幡宮	社人	仙台市青葉区八幡 社人10(高橋等)

第6表 法印(修験者)による神楽組③

亀岡八幡宮三輪流神楽と大崎八幡宮能神楽は社人による神楽。

番号	神楽名	旧郡	伝承地域	備考①	備考②
1	本吉太々法印神楽	本吉郡(北方)	気仙沼市新町	本吉郡北方(浜①)系	胴1・締太鼓1
2	本吉法印神楽	本吉郡(南方)	南三陸町上の山	本吉郡南方(浜②)系	胴2
3	柳津上町の法印神楽	本吉郡(南方)	登米市津山町柳津元町	明治20年、登米郡(浜⑤)上町系	廃絶
4	女川法印神楽	桃生郡	石巻市北上町女川字中田	明治末期、桃生郡(浜③)系	胴2
5	皿貝法印神楽	桃生郡	石巻市皿貝(旧河北町)	明治12年、桃生郡(浜③)系	胴2、県指定
6	飯野川法印神楽	桃生郡	石巻市飯野川(旧河北町)	昭和56年、桃生郡(浜④)檜崎系	胴1
7	後谷地法印神楽	桃生郡	石巻市小船越字山畑(旧河北町)	大正3年、桃生郡(浜④)檜崎系	胴1
8	福地法印神楽	桃生郡	石巻市福地(旧河北町)	昭和8年、桃生郡(浜④)檜崎系	胴1
9	針岡法印神楽	桃生郡	石巻市針岡(旧河北町)	福地から。桃生郡(浜④)檜崎系	胴1、廃絶
10	釜谷長面尾崎法印神楽	桃生郡	石巻市尾崎字宮下(旧河北町)	昭和8年、本吉郡南部(浜②)系	胴2
11	雄勝法印神楽	桃生郡	石巻市雄勝町字大浜	桃生郡(浜④)系	胴2
12	中津山の法印神楽	登米郡	登米市米山町中津山	大正15年、登米郡(浜⑤)上町系	廃絶
13	大曲法印神楽	登米郡	登米市豊里町赤生津山通大曲	登米郡(浜⑤)系	胴1、中断
14	上町法印神楽	登米郡	登米市豊里町赤生津神田町	登米郡(浜⑤)系	胴1、県指定
15	倉坪法印神楽	桃生郡	石巻市桃生町牛田字館前	桃生郡(浜④)檜崎系	胴1、中断
16	永井法印神楽	桃生郡	石巻市桃生町永井	桃生郡(浜④)系	中断
17	寺崎法印神楽	桃生郡	石巻市桃生町寺崎	大正3年、桃生郡(浜④)系	胴1～2、県指定
18	檜崎法印神楽	桃生郡	石巻市桃生町檜崎	明治中期、桃生郡(浜④)系	胴1、県指定
19	小池法印神楽	桃生郡	石巻市桃生町太田谷地	桃生郡(浜④)檜崎系	
20	神取給人町法印神楽	桃生郡	石巻市桃生町神取	桃生郡(浜④)系	
21	和渚法印神楽	桃生郡	石巻市和渚(旧河南町)	昭和25年、桃生郡(浜④)寺崎系	
22	鹿又法印神楽	桃生郡	石巻市鹿又(旧河南町)	桃生郡(浜③)系	胴1
23	江島法印神楽	牡鹿郡	女川町江島	大正8年、登米郡(浜⑤)上町系	胴2、県指定
24	小竹浜の法印神楽	牡鹿郡	石巻市小竹浜	牡鹿郡(浜⑥)系	廃絶
25	牡鹿法印神楽	牡鹿郡	石巻市湊字牧山	明治13年、牡鹿郡(浜⑥)系	胴1、県指定
26	日高見流浅部法印神楽	登米郡	登米市中田町浅水浅部	明治5年、登米郡(異伝①)流神楽系	県指定・流神楽
27	上沼加茂流法印神楽	登米郡	登米市中田町上沼	登米郡(異伝①)流神楽系	流神楽
28	葉菜神社三輪流神楽	加美郡	加美町上野目	加美郡(異伝②)三輪流系	県指定
29	亀岡八幡宮三輪流神楽	仙台城下	仙台市青葉区川内	仙台城下(異伝④)三輪流系	廃絶
30	大崎八幡宮能神楽	仙台城下	仙台市青葉区八幡	仙台城下(異伝⑤)系	県指定
+	若宮神社三輪流神楽 八坂神社神楽	志田郡	大崎市三本木新沼 大崎市古川稲葉	志田郡(異伝③)三輪流系	文化4年(1804)神楽本 明治25年神楽認可証

第7表 宮城県の法印神楽一覧 注(17)文献p58に旧郡・備考等を加筆



第1図 宮城県の法印神楽分布図

数字は第7表の番号と一致 注(17)文献p59に法印(修験者)等による神楽組を加筆